

個別規程 IIJ プライベートアクセスサービス

令和 8 年 9 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(種類)

IIJ プライベートアクセスサービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
Type-A	物理的なインタフェースによる接続機能を提供するもの
Type-B	VPN(仮想閉域網)を経由した接続機能を提供するもの
Type-C	物理的なインタフェースによる接続機能を提供するものであって、Type-A より利用態様に拡張性があるもの
Type-D	Type-C と同じ接続機能及び利用態様のものであって、当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービス(当社が指定する範囲の設備にあるものに限ります。)を経由した IIJ GIO インフラストラクチャーP2 への接続のみを提供するもの
Type-S	Type-C と同じ接続機能及び利用態様のものであって、当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービス(当社が指定する範囲の設備にあるものに限ります。)を経由した SINET(国立情報学研究所が構築、運用している情報通信ネットワークをいい、以下同じとします。)への接続のみを提供するもの
Type-X1	物理的なインタフェースによる接続機能を提供するものであって、SCSK 株式会社(以下この個別規程において「SCSK」といいます。)が提供するデータセンターへの接続を提供するもの

第 2 条(品目)

IIJ プライベートアクセスサービスには、それぞれの種類に応じて、別途当社が定める品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

第 3 条(最低利用期間)

IIJ プライベートアクセスサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ プライベートアクセスサービス契約」といいます。)における最低利用期間は 1 年間とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 4 条(契約の単位)

当社は、IIJ プライベートアクセスサービスの場合にあっては、一の品目毎に一の IIJ プライベートアクセスサービス契約を締結します。

第 5 条 (IP アドレスの特定)

IIJ プライベートアクセスサービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者は、IIJ プライベートアクセスサービス契約において、当社が当該サービスの運用、維持管理に使用するための IP アドレス (IPv4 アドレスに限ります) を指定するものとします。

3 契約者は、前項に基づき指定した以外の IP アドレスを使用して IIJ プライベートアクセスサービスを利用することはできません。

第 6 条 (利用資格)

種類を Type-A、Type-B、Type-C、Type-S 又は Type-X1 とする IIJ プライベートアクセスサービスを利用するには、当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービス (以下この個別規程において、「指定サービス」といいます。) の契約者である必要があります。

2 種類を Type-D とする IIJ プライベートアクセスサービスを利用するには、以下の各号に掲げる全ての事項を満たす必要があります。

- (1) IIJ プライベートバックボーンサービス及び IIJ GIO インフラストラクチャー P2 の契約者であること
- (2) 当社が指定する範囲のネットワークセンタを利用すること
- (3) 接続先となる IIJ GIO インフラストラクチャー P2 が、当社が指定する範囲の設備にあること

3 種類を Type-D とする IIJ プライベートアクセスサービス契約において、契約者が、IIJ GIO インフラストラクチャー P2 以外のサービスを接続先サービスとして利用した場合又は前項第 3 号の規定に違反した場合、当社は、契約者に対し目的外通信利用費用を請求することができるものとし、契約者はかかる請求に応じるものとします。

4 種類を Type-S とする IIJ プライベートアクセスサービスを利用するには、SINET で利用可能な当社が指定するサービスの契約者である必要があります。

5 種類を Type-X1 とする IIJ プライベートアクセスサービスを利用するには、当社が指定する当社サービス又は当社が指定する SCSK のサービスの契約者である必要があります。

6 マルチホームオプションを利用するには、種類を Type-A、Type-B、Type-C、Type-D 又は Type-X1 とする IIJ プライベートアクセスサービスの契約者であって、当社が指定する数の IIJ プライベートアクセスサービスを契約している必要があります。

7 多重拡張オプションを利用するには、種類を Type-A、Type-B、Type-C 又は Type-D とする IIJ プライベートアクセスサービスの契約者であって、当社が指定する数の IIJ プライベートアクセスサービスを契約している必要があります。

8 構内回線オプションを利用するには、種類を Type-A、Type-B、Type-C、Type-D 又は Type-X1 とする IIJ プライベートアクセスサービスの契約者である必要があります。

9 機器持込オプション又は境界セグメント追加オプションを利用するには、種類を Type-C 又は Type-D とする IIJ プライベートアクセスサービスの契約者である必要があります。

10 データセンター間接続オプションを利用するには、種類を Type-C とする IIJ プライベートアクセスサービスの契約者かつ IIJ データセンターサービス利用規約に基づき提供される IIJ データセンターサービスの契約者(ただし、当社が指定する範囲の契約とします)又は当社が指定する SCSK のサービスの契約者である必要があります。

第 7 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ プライベートアクセスサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 品目(ただし、種類の変更が伴わない場合に限ります。)
- (2) 前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第 8 条(品質保証)

IIJ プライベートアクセスサービスにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

- (1) 可用性
- (2) 障害通知

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第 9 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ プライベートアクセスサービスには、次のオプションサービスがあります。

- (1) マルチホームオプション
接続機能の冗長化を図るものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの
- (2) 多重拡張オプション
複数の指定サービスへの接続を提供するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの
- (3) 機器持込オプション
IIJ プライベートアクセスサービス利用のために必要となる契約者の指定する機器を設置するため

の当社の電気通信設備のスペース(以下「機器持込オプションスペース」といいます。)を、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(4) 境界セグメント追加オプション

当社のネットワーク接続装置と当社が別途定める仕様に従って契約者が用意する回線との接続点において、2つの異なるブロードキャストドメインを当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(5) 構内回線オプション

当社のネットワーク接続装置と契約者の機器(以下「構内回線オプション対象機器」といいます。)を接続するための構内回線を当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(6) データセンター間接続オプション

当社のネットワーク接続装置とは異なるデータセンターにあるラックスペースに、当社のネットワーク接続装置と接続するための回線を当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

3 契約者は、機器持込オプションスペースに立ち入ることはできないものとします。

4 契約者は、構内回線オプションの利用を停止するとき、当該利用の停止日までに、構内回線オプションにおいて提供する構内回線と構内回線オプション対象機器との接続を解除する必要があります。構内回線オプションの利用停止日までに当該接続が解除されない場合、当社が当該接続を解除するものとします。この場合において、構内回線オプション対象機器が毀損等した場合であっても、当社は一切の責任及び義務を負わないものとします。

5 マルチホームオプション、多重拡張オプション、機器持込オプション及び境界セグメント追加オプションの利用における最低利用期間は1ヶ月、データセンター間接続オプションの利用に最低利用期間は1年とし、その起算日は、それぞれのオプションサービスの課金開始日とします。構内回線オプションの利用における最低利用期間はありません。

6 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第10条(解除の効力が生ずる日)

IIJプライベートアクセスサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

第11条(料金)

契約者が、IIJプライベートアクセスサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙2のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はIIJプライベートアクセスサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 12 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ プライベートアクセスサービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。))には、契約者は、別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

第 13 条(品質保証違背時の減額)

IIJ プライベートアクセスサービスにおいて、第 8 条(品質保証)に定めるところにより、基本サービスの月額費用の額をその限度額として、IIJ プライベートアクセスサービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 14 条(保証の限定)

IIJ プライベートアクセスサービスの基本機能、マルチホームオプション及び多重拡張オプションは、本個別規程において明示的に規定されている場合を除き、その完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性について何ら保証するものではなく、責任を負うものではありません。

第 15 条(機能の制限)

インターネット接続に係る当社の他のサービスの利用の形態により、IIJ プライベートアクセスサービスに係る機能が制限されることがあります。

2 契約者が利用しているインターネット網との通信制限によっては、IIJ プライベートアクセスサービスの提供ができない又は制限される場合があります。

第 16 条(他のサービスの併用の場合における特則)

契約者が、当社の提供する当社が指定する他のサービスを併用している場合は、当社は、当該サービスを正常に行うため IIJ プライベートアクセスサービスに関する設定を変更することがあります。なお、当該変更を行うにあたり、契約者に事前の通知を行うものとします。

第 17 条(通信環境保全)

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるとして当社が認めた場合には、当社から契約者に対し、契約内容の変更の提案を行う場合があります。契約者はあらかじめこれらに同意するものとします。

第 18 条(技術的事項)

IIJ プライベートアクセスサービスにおける技術的事項は、別紙 4 のとおりとします。

附則

平成 26 年 11 月 1 日施行

この契約約款は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

平成 28 年 5 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 28 年 5 月 1 日から実施します。

2 平成 28 年 4 月 30 日以前の契約約款に基づき成立した動的ルーティングオプションに係る IIJ プライベートアクセスサービス契約は、マルチホームオプションに係る IIJ プライベートアクセスサービス契約として有効に存続するものとします。

平成 29 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

平成 29 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

平成 29 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 10 月 1 日から実施します。

平成 30 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

平成 30 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 8 月 1 日から実施します。

平成 30 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

平成 30 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 11 月 1 日から実施します。

平成 31 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 2 月 1 日から実施します。

令和 2 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 12 月 1 日から実施します。

令和 3 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 3 月 1 日から実施します。

令和 5 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 2 月 1 日から実施します。

令和 5 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 3 月 1 日から実施します。

令和 5 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

令和 6 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 12 月 1 日から実施します。

令和 8 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 9 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ プライベートアクセスサービスにおける品質保証 [第 8 条 関係]

1 可用性

(1) 保証基準

当社のネットワークセンタに設置されている現用系ルータ及び予備系ルータのいずれか一方と、別紙 4 に定める責任分界点のいずれか一方との間において、常にインターネットプロトコルによる相互通信が利用可能であること。ただし、当社が契約者に対し、一般規程第 24 条(利用の中止) 第 2 項に定める IIJ インターネットサービスの提供の中止を通知した場合を除きます。

(2) 品質保証違背時の減額

1 回の利用不能時間につき、以下のとおりの金額について減額を行うものとする。

時間	金額
30 分超 60 分以内	基本料金(月額)の 90 分の 1
60 分超 12 時間以内	基本料金(月額)の 30 分の 1
12 時間超 24 時間以内	基本料金(月額)の 10 分の 1
24 時間超 3 日以内	基本料金(月額)の 5 分の 1
3 日超 7 日以内	基本料金(月額)の 3 分の 1
7 日超 14 日以内	基本料金(月額)の 2 分の 1
14 日超	基本料金(月額)の全額

2 障害通知

(1) 保証基準

当社の定める障害検知及び連絡手続により、障害発生を検知してから 30 分以内に契約者の指定する障害時連絡先に障害の通知を行うこと。

(2) 品質保証違背時の減額

月額費用の 30 分の 1 を減額するものとする。

別紙 2 IIJ プライベートアクセスサービスにおける料金等 [第 11 条 関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

種類と品目に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

マルチホームオプション、多重拡張オプション、機器持込オプション、境界セグメント追加オプション、構内回線オプション及びデータセンター間接続オプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本サービス

種類と品目に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

マルチホームオプション、多重拡張オプション、機器持込オプション、境界セグメント追加オプション、構内回線オプション及びデータセンター間接続オプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

3 一時費用

(1) 第 7 条(契約内容の変更)に基づく契約内容の変更が発生した場合にあっては、当社が別途契約者に示す金額

(2) 第 6 条(利用資格)第 4 項に基づく目的外通信利用費用にあっては、当社が別途契約者に示す金額

別紙 3 最低利用期間内解除調定金 [第 12 条関係]

1 第 12 条第 1 項関係

IIJ プライベートアクセスサービスの種類及び品目に応じ、第 3 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用に定める金額

2 第 12 条第 2 項関係

第 9 条(オプションサービス)第 5 項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用に定める金額

別紙 4 技術的事項 [第 18 条関係]

IIJ プライベートアクセスサービスにおける責任分界点は、Type-A、Type-C 又は Type-D にあっては当社のネットワーク接続装置と当社が別途定める仕様に従って契約者が用意する回線との接続点、Type-B にあっては当社のネットワーク接続装置と当社が別途定める仕様に従って契約者が形成する VPN(仮想閉域網)との接続点、Type-S にあっては当社のネットワーク接続装置と SINET 設備との接続点とします。